

# 羅針盤

2024年1月、2月号

謹賀新年



鶴ヶ城

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

さて、正月早々、能登半島地震に羽田の航空機事故と、おめでとうの挨拶が躊躇されるような年明けとなりました。

ウクライナ・中東ガザでは悲惨な戦争が未だ続いています。攻撃側の指導者は、自身の地位や権力保持のためなりふり構いません。こんな現実に関連も国際社会も無力です。

昨年を振り返れば自民党の政治資金の不正、ダイハツ工業、ビッグモーターの不正、ジャニーズ事務所や宝塚歌劇団の不正、それぞれがその業界のトップというような存在でありながら、不正が

長らく横行していました。主宰者や経営陣の歪んだ心理や驕りが、被害者・国民に対する重大な背信行為につながり不祥事を招きました。

一方、日本経済の各種指標はコロナ禍前に戻りつつあり、車の国内生産台数やインバウンド需要も確実に回復していますが、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、先行きが危ぶまれる幕開けとなりました。



しかし、ここで立ち止まるわけにはいきません。勇気を出して苦境打開のための一歩を踏み出そうではありませんか。そのための一助になればと願っています。昇龍が如く改革の手応えを感じる一年にしたいものです。

# 知っておきたい税知識 テーマ 「贈与税が変わりました！」



令和5年度税制改正により、令和6年分からの相続税と贈与税が大きく変わりました。

暦年課税贈与による節税効果が小さくなった一方で、相続時精算課税に基礎控除が創設されたことなどによって、従来より有効な節税対策を行えるようになっていきます。今回は、両制度の違いについて解説します。

|     | 暦年課税   | 相続時精算課税   |
|-----|--|---|
| 贈与時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年110万円まで非課税</li> <li>○110万円を超える部分に対して10%～55%の贈与税課税</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年110万円まで非課税 <b>NEW</b></li> <li>○累計で2,500万円まで非課税</li> <li>○2,500万円を超える部分に対して一律20%の贈与税課税</li> </ul>   |
| 相続時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○相続開始（贈与者死亡）前<b>7年以内</b>※に贈与した財産は<b>年110万円の非課税分も含め、相続財産に加算</b>される。</li> <li>（ただし、相続開始7年前から3年前までの分については総額100万円まで加算対象外）</li> <li>※【改正】令和5年分までは3年以内。令和6年分以後令和13年まで1年ずつ延長。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>年110万円の非課税分を除き</b>、相続時精算課税制度によって贈与した財産は、<b>すべて相続財産に加算</b>される</li> </ul>    |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○年齢や関係にかかわらず使える</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>60歳以上の親または祖父母等</b>からの贈与に限られる（住宅資金の贈与は60歳未満可）</li> <li>○贈与を受ける側は<b>18歳以上の子または孫等</b>に限られる</li> <li>○一度<b>相続時精算課税制度を選択すると、その贈与者からの贈与については暦年課税に戻れない</b></li> </ul> |
| 特徴  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○贈与後7年経過した財産は相続財産に加算されないため、贈与する人が<b>長生きする場合には暦年課税の方がトータルでは少額の税負担で多額の贈与が可能。</b></li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○2,500万円までは贈与税がかからないので<b>一度に多額の贈与をする場合に有効</b></li> <li>○贈与を受けた人が先に亡くなった場合は、亡くなった方の相続人に納税の義務が引き継がれる</li> </ul>  |

相続時精算課税制度を選択する場合は、その贈与を受けた年分の贈与税申告書提出期限内（翌年の3月15日）に「**相続時精算課税選択届出書**」を、贈与を受けた人の納税地の所轄税務署長に提出します。

上記二つの制度のどちらが有利になるかは、資産状況、親族の構成や人数、いつ相続が発生するか、など様々な要因で大きく変動するため、シミュレーション等により慎重な検討が必要です。上記に記載した事項以外にもケースに応じて様々な注意点等がありますので、ご検討の際には当事務所にご相談ください。



# 資産の運用・活用 ～ 新 NISA(ニーサ) ～

## 「新 NISA 制度」スタート！！

2014 年 1 月に初めて NISA 制度（一般 NISA）が導入されて 10 年。2024 年 1 月より大幅に改正されます。これまで以上に資産形成しやすい環境が整いましたね。新制度と旧制度を比較しながら見ていきましょう。

### ※ 新 NISA 主な変更ポイントは 2 つ！

#### 【1】複数あった各 NISA が一本化

旧制度の NISA では、「一般 NISA」か「つみたて NISA」のいずれかを選択しなければいけませんで



した。新制度では一本化され、2 つを併用できるようになり、目的に応じて使い分けることも可能になっています。

#### 【2】非課税枠の拡充と非課税期間の無期限化

下記の表のように、年間投資額が大幅に拡充し、非課税保有限度額も 1,800 万円になりました。

特に、非課税保有期間が「無期限化」されたことは大きなポイントです。旧 NISA は非課税期間が終わると投資している商品を「売却する」あるいは

は「税金のかかる口座に移す」ことになるため、売却を意識した戦略を十分に検討する必要がありました。今回無期限化されたことで、この問題点はかなり解消されました。

### ※ デメリットも理解した上で運用を

新 NISA にもデメリットはありますので、始める前に注意点を知っておきましょう。

- ・ 価格変動リスクがあるため、損失が発生する可能性がある
- ・ 損失が発生した場合、利益と相殺（損益通算）することができない
- ・ NISA 口座は 1 人 1 口座、金融機関の変更は年 1 回だけ

資産運用にはリスクがあります。初めて行うのであれば、「リスクを分散する（購入する商品、タイミング、地域）」「少額で積み立てる」「資産運用の知識を持つ」のポイントを守って許容できる範囲でコツコツ始めてみましょう♪



| 旧                          |             | 制度改正➡    | 新   |             |
|----------------------------|-------------|----------|---|-------------|
| つみたて NISA                  | 一般 NISA     |          | つみたて投資枠   | 成長投資枠       |
| 40 万円                      | 120 万円      | 年間投資枠    | 120 万円  | 240 万円      |
| 20 年間                      | 5 年間        | 非課税保有期間  | 無期限化  | 無期限化        |
| 800 万円                     | 600 万円      | 非課税保有限度枠 | 1,800 万円<br>(うち成長投資枠は最大 1,200 万円まで保有可能、売却後翌年枠が復活) |             |
| 投資信託（積立・長期・分散投資等条件を満たしたもの） | 上場株式・投資信託など | 対象商品     | 投資信託（積立・長期・分散投資等条件を満たしたもの）                        | 上場株式・投資信託など |
| 併用不可（いずれか選択）               |             | 制度の併用    | 同時併用可能  |             |

※新 NISA は 1 月 1 日時点で 18 歳以上となる人が利用できます。

## ● 今月・来月の税務

### 1 月

#### 源泉所得税の納付はお済ですか？

令和5年7～12月分の源泉所得税（納期特例）の納付期限は **1月22日（月）** です。忘れずに納付をお願いいたします。

#### \* 1/31 期限

- ・固定資産税の償却資産の申告
- ・個人の道府県民税、市町村民税（第4期分）
- ・支払調書（同合計表）の提出
- ・源泉徴収票の交付
- ・給与支払報告書の提出

### 2 月

#### \* 2/29 納付期限

- ・固定資産税都市計画税の納付（第4期分）



## ● お知らせ



### 確定申告に用意する書類

確定申告の時期が近づいてまいりました。令和5年分の決算・申告に向けて、下記の資料等を早めにご用意ください。

### 決 算

- ★ 令和5年12月31日現在の棚卸金額
- ★ 令和5年12月31日現在の売掛金、買掛金、未収金、未払金の金額及び内容
- ★ 事業用現金及び預金の残高 など

### 申 告

- ★ 給与・年金・配当等の源泉徴収票
- ★ 国民健康保険・国民年金・介護保険の支払証明書
- ★ 生命保険・地震（損害）保険の支払証明書
- ★ 寄附先から受け取った寄附金受領証明書（領収書）※ふるさと納税を行った方は必ずご用意を
- ★ 医療費の領収書等（セルフメディケーション税制を選択する場合は、一定の取組を証する書類）
- ★ 満期保険金等の受取明細書 など

## あとかき



新年恒例、事務所スタッフの年頭所感です。

- \* 本年甲辰の年は「成功の芽が成長し、姿を整えていく年」だそうです。小さなことでも目標を明確にして行動をおこしていきたいです。（石川秋）
- \* 仕事もプライベートも日々の営みを大切に、良質なQOLを目指します！2024年は祝日休みが多い一年だそうです。今年はどこへ行こうかな♪（原田）
- \* 焦らず怒らず穏やかに……。一步一步、着実に積み重ねていきます。（山田）



#### \* 健康診断は身体の通知表！！

眼精疲労、肩こり・・・日々の疲れを溜めず、いつでも万全な体調と穏やかな気持ちを維持すること。（大須賀）

#### \* 何か新しいことを始めたいので

すが思いつかず・・・お勧めの趣味や皆さんがハマっている「〇〇活」など教えてください！（川崎）



- \* 何事もあきらめずに「願い・目標」を持ち続け実現していけるように！（角谷）

2024

#### 発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合